

一般廃棄物処理業許可証

住 所 帯広市西5条南33丁目11番地
氏 名 山口重機 有限会社
代表取締役 山口 征男

令和3年11月18日に申請のあった一般廃棄物処理業については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第1項の規定により、次のとおり許可する。

事業の範囲	収集・運搬・中間処理・ 最終処分の別	収集・運搬
	取り扱う一般廃棄物の種類	事業活動に伴って生じる一般廃棄物（産業廃棄物に該当しない抜根等）
営業所の所在地及び名称		帯広市西5条南33丁目11番地 山口重機 有限会社
許可期間		令和4年1月1日から 令和5年12月31日まで
一般廃棄物の収集を行うことができる区域		中札内村全域
許可条件	収集した廃棄物の搬入場所	帯広市空港南町南11線西32-1.2.3.48.49 山口重機有限会社 南町処理場
	その他	・一般廃棄物の処分を行う場合、法施行令第3条の基準によること。 ・各種関連法規を遵守すること。

令和3年11月29日

中札内村長 森田 匡彦

